

## 資料提供

令和8年6月3日  
課名 建設産業課  
担当者名 田中  
電話 082-513-3821  
(内線3820)

## 指名除外報告書

措置要件	業務に関する法令違反	
措置対象者	商号・名称	株式会社大林組
	代表者氏名	佐藤 俊美
	住所・所在地	東京都港区港南2-15-2
	建設業許可番号等	国土交通大臣第3000号
指名除外期間	令和8年6月3日から令和8年7月2日まで(1か月間)	
<b>【事実の概要】</b> 株式会社大林組が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」にて令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで鯉沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けた。		
<b>【措置理由】</b> 上記のとおり		
<b>【指名除外等措置適用条項】</b> 建設業者等指名除外要綱(昭和41年1月29日制定)別表第13号		